

2020年3月10日

お客さま各位

和歌山県医師信用組合

各種規定の改定のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当組合は、2020年4月に施行される民法改正等を踏まえ、各種規定を改定いたします。
改定後の新规定については、ホームページをご確認ください。
また、新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用いたします。

1. 各種規定の主な改定内容

(1) 定期預金や積立定期預金の満期前解約についての改定

従来より、定期関係の預金規定の「利息」の条項に、「当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合・・・」と記載しています。

しかし、定期関係の預金規定の「解約」の条項にはそのような記載がないため、取扱を明確にするよう「この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。」と預金規定に追加いたします。

(2) 成年後見の届出に係る改定

預金者が後見制度の対象となった場合の届出については、すでに預金規定に定めていますが、今回、預金者の後見人等が後見制度の対象となった場合にも届けていただくように預金規定を改定いたします。

(3) 規定の変更に関する改定

規定の変更について、その適用開始日は変更の都度公表するよう規定に追加いたします。

2. 適用開始日

2020年4月1日（水）